

平成 20 年 9 月 2 日

保健予防課

0742-34-1111 内線 2825

## 新型インフルエンザ対策について

### 1. 新型インフルエンザについて

新型インフルエンザは、およそ 10 年から 40 年の周期で発生し、世界的に大きな流行を引き起こしている。近年では、東南アジア・インドネシア等において、高病原性鳥インフルエンザが、人に感染し、死亡例が報告されている。ほとんどの人は、免疫を持っていないため、容易に人から人へ感染して広がり、急速に世界的大流行による健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすと危惧されている。

### 2. 新型インフルエンザ対策についての経緯

#### (1) 法律、政省令

WHO は、「我々は、今や地球規模で感染症による危機に瀕している。もはやどの国も安全ではない」と警告を発し、1970 年以降 30 以上の新しい感染症が出現している。感染症の発生・拡大に備えた事前対応型行政の構築のため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が策定（平成 10 年法律 114 号）され、平成 20 年 5 月 12 日「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等の一部改正」により、類型に新型インフルエンザ等感染症が追加された。

#### (2) 行動計画等

平成 17 年 12 月、「WHO 世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、国は「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成。また、それに準じて「奈良県新型インフルエンザ対策行動計画」が作成された。

奈良市では、平成 18 年 1 月「奈良市新型インフルエンザ対策マニュアル」（18 ページ）を作成した。

### 3. 奈良市の取り組み

#### (1) 市民啓発

奈良市では、新型インフルエンザ対策に関する市民啓発として、コールセンター、リーフレットの配布、ホームページ等により正しい知識を伝えている。

コールセンターの内容は、国が示す「新型インフルエンザに関するQ&A」に基づき、新型インフルエンザ流行時に予測される状況及びその対策や現在考えられている治療方法等市民の質問にお答えできるようにしている。

リーフレットは、県下市町村に先駆けて作成し、現在配布に向けて準備を行っている。配布は、時期的なことも考慮して9月中旬から配布する予定で、9月13日の救急展を始めとして各種イベントや研修会等で配布する。

ホームページは同時期に掲載し、新型インフルエンザに対する正しい知識の普及と、普段からの備えの大切さについて啓発をすすめる。

## (2) 庁内の体制整備

奈良市の健康危機管理における感染症対策の一環として、平成20年1月29日「新型インフルエンザ患者移送合同訓練」を実施。訓練の内容は、県立奈良病院での受診、患者、同行者の疫学調査、県立病院からの患者の移送、移送後の移送車の消毒、防護服の処分、市危機管理監・危機管理課、保健所、消防局、医療機関の連携体制の構築を目的に訓練を実施した。今年度も、新型インフルエンザ発生を想定した訓練を予定している。

また、今年度は、新型インフルエンザについて、奈良市職員・市議会議員を対象に知識・認識を深めるために「新型インフルエンザ対策講演会」を開催する。

- ・日時 平成20年10月1日(水) 午後1時15分～4時
- ・場所 奈良市役所 中央棟6階 正庁 おしたに ひとし
- ・講師 東北大学大学院医学系研究科微生物学分野 教授 押谷 仁
- ・講演「新型インフルエンザの基礎知識、パンデミック(大流行)時に予想される社会状況について」
- ・参加者 約100名

## (3) 市立奈良病院における医療体制

市立奈良病院は県の新型インフルエンザに係る医療体制の中で新型インフルエンザ患者等が急増した場合において、発生初期段階から外来及び入院診療を中心的に行う指定医療機関のみでは診療に支障が生じた場合において、外来及び入院診療を受け付ける「協力医療機関」としての体制をとっている。

## (4) 今後の取り組み

講演会后、全庁的に危機管理としての対策を検討し、各セクション毎のマニュアルを作成する。

# 奈良市新型インフルエンザ対策マニュアル（概要）

（厚生労働省新型インフルエンザ対策行動計画におけるフェーズ4）

平成18年1月

## 1. はじめに

平成17年11月厚生労働省が策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」に準じて「奈良県新型インフルエンザ対策行動計画」が策定された。奈良市においても新型インフルエンザ対策マニュアルを策定し、迅速な対策を講じる。

## 2. 目的

市内において、新型インフルエンザ疑い患者が発生した際に、当該患者の人権に十分配慮しつつ、患者等に対する医療の提供や感染のまん延防止のための措置を迅速かつ適切に行い、健康被害を最小限に食い止め、市民の安全、安心を確かなものとするを目的とする。

## 3. 基本方針

原則として奈良市感染症対策マニュアルにより対応する。

## 4. 体制整備

### （1）保健所新型インフルエンザ医療対策会議の設置

国内非発生（国外）で新型インフルエンザ疑い患者が発生した場合は、奈良市保健所内に「保健所新型インフルエンザ医療対策会議」（別紙1）を設置する。

### （2）奈良市新型インフルエンザ対策本部及び奈良市新型インフルエンザ対策連絡会議の設置

国内で新型インフルエンザ疑い患者が発生した場合は、市長を本部長とし、奈良市庁議規定第3条に規定するものをもって構成する「奈良市新型インフルエンザ対策本部」（別紙2）を設置し対応を協議する。

### （3）近府県との協力

必要に応じ、近府県の自治体と情報交換を行い、連携を図る。

## 5. 対応の概略

### （1）国内非発生時

#### 1）体制

奈良市保健所内に保健所新型インフルエンザ医療対策会議を立ち上げ、保健所等の対応体制を確認する。

#### 2）医療

医療機関に対しては呼吸器感染症に対する日常の標準予防策の重要性を周知徹底する。

#### 3）サーベイランス

症例定義を保健所新型インフルエンザ医療対策会議で確認し、医師会及び市立病院に周知

する。

#### 4) 予防と封じ込め

市民に対し新型インフルエンザに関する知識、感染防御のための正しい情報の提供等を行う。

### (2) 国内に患者が発生したとき

#### 1) 体制

- ・ 奈良市新型インフルエンザ対策本部、奈良市新型インフルエンザ対策連絡会議（別紙3）を立ち上げる。
- ・ 奈良市保健所内に保健所新型インフルエンザ医療対策会議を立ち上げ、保健所等の対応体制を確認する。

#### 2) 医療

- ・ 県対策本部との連携を強化し、県内医療機関の体制確認を行う。

#### 3) 予防と封じ込め

- ・ 患者移送並びに消毒等に必要な物品が充足していることの確認を行う。
- ・ 保健所に相談窓口を設置し、厚生労働省からの診断・治療ガイド、Q & Aをもとに市民に対応する。
- ・ 移送車、特にアイソレーターの動作確認を行う。
- ・ 厚生労働省の指示勧告に基づき市民に予防のための啓発指導を行う。
- ・ 市民に対し、受診方法の徹底を図る。

### (3) 市内で新型インフルエンザ疑い患者が発生した場合

#### 1) 体制

- ・ 奈良市新型インフルエンザ対策本部、奈良市新型インフルエンザ連絡会議を立ち上げる。
- ・ 対策本部において、市各課の役割分担を決めて、関係課に指示する。

#### 2) 症例定義

現時点で考えられる新型インフルエンザ疑い患者の定義は

発熱（38 以上）

咽頭痛、咳、呼吸困難のいずれか一つ以上

の二つを満たし、かつ7日以内に以下のいずれかの行為があった場合

新型インフルエンザ患者（疑い例も含む）との接触

新型インフルエンザ患者の発生が確認されている地域での滞在

#### 3) 医療

県対策本部との連携を強化し、県内医療機関の体制確認を行う。

新型インフルエンザ疑い患者の診断・治療（外来治療）は県立奈良病院、入院・治療（入院治療）は奈良県立医科大学附属病院を紹介する。一般医療機関においては、本人の渡航歴を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者の発生届を提出し、保健所が患者を移送する。

保健所は奈良県立医科大学附属病院に患者受け入れを要請する。

届出・報告・入院勧告

- ・ 新型インフルエンザ疑い患者を診断した医師は保健所に届出する。
- ・ 保健所は、患者等の届出を県健康増進課に連絡し厚生労働省に報告する
- ・ 保健所は新型インフルエンザ患者(疑い患者を含む)に対し入院勧告する。

#### 4) サーベイランス

積極的疫学調査の実施

#### 5) 予防と封じ込め

- ・ 保健所は速やかに県保健環境研究センターに検査の実施を依頼し、検体を搬送する。
- ・ 疾患のまん延防止のため速やかに疫学調査を開始する。
- ・ 保健所に相談窓口を設置し、厚生労働省からの診断・治療ガイド、Q & Aのもとに対応する。
- ・ 関係機関、市民に情報公開を行う
- ・ 近府県との協力体制構築、他都道府県に対して疫学調査を依頼する。
- ・ 厚生労働省との密接な連絡をとる。

## 6. 医療体制

- (1) 県対策本部との連携を強化し、県内医療機関の体制確認を行う。
- (2) 一般医療機関においては、本人の渡航歴を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者を県立奈良病院および奈良県立医科大学附属病院に紹介する。
- (3) 新型インフルエンザ疑い患者の診断・治療にあたる医療機関は、県立奈良病院とする。
- (4) 新型インフルエンザ疑い患者の入院・治療にあたる医療機関は、奈良県立医科大学附属病院、奈良医療センターとする。

## 7. 積極的疫学調査等

積極的疫学調査の目的

サーベイランス等の様々な情報源にてとらえられた事例について、すみやかに調査を行い、市内での流行伝播を押さえ込むため、即座に、感染者及び感染リスク者からの二次、三次の感染防止対策につなげていくことである。すなわち、症例を探知すると同時に、感染のリスクのある者(接触者)を迅速に把握し、必要に応じて適切かつ十分な情報提供および接触者管理を行い、不安解消に努めるとともに可能な限り感染拡大防止を図る。

## 8. 健康診断、就業制限及び入院等

奈良市感染症対策マニュアルに準ずる

## 9 . 移送体制

### ( 1 ) 患者の移送

保健所長の入院勧告等により県健康増進課に連絡するとともに保健所が移送する

### ( 2 ) 移送に使用する車両

移送車及びアイソレーター

### ( 3 ) 移送従事者

移送従事者は、移送作業に起因する感染被害を防止するため、適当な個人防護具を着用する。

### ( 4 ) 移送する患者

患者もサージカルマスクを着用する

### ( 5 ) 移送後の注意事項

使用した防護具への処理を注意して行う

## 10 . 検 査

保健所は速やかに県保健環境研究センターに検査の実施を依頼し、検体を搬送する  
新型インフルエンザに対する検査については、当面、国立感染症研究所において作成されている  
高病原性鳥インフルエンザ病原性検査マニュアルを参考のこと。

## 11 . 感染予防及び消毒

### ( 1 ) 消毒

消毒に用いるべき薬品は、消毒用アルコール又は次亜塩素酸ナトリウム製剤（濃度100ppm以上）である。

### ( 2 ) 院内感染対策

新型インフルエンザ院内感染対策ガイドラインを参考のこと。

## 12 . 情報提供等

### ( 1 ) 市民への情報提供

- ・ 新型インフルエンザの最新情報について、厚生労働省・感染症情報センターのホームページを参考にしして対応する。
- ・ 保健所に「新型インフルエンザ相談窓口」を設置し、積極的に市民に啓発する。

### ( 2 ) 医療機関等への情報提供

市医師会と連携を密にし、医師会を通じて市内医療機関に情報提供を行う。

## 奈良市保健所新型インフルエンザ医療対策会議

所 属	役 職
奈良市医師会	会長 事務長
奈良県福祉部健康安全局	健康増進課長 健康増進課感染症担当者
県立奈良病院	病院長
市立奈良病院	病院長
済生会奈良病院	病院長
奈良市消防局	救急救助課長
奈良市保健所	所長 次長 保健総務課長 保健総務課主幹 生活衛生課長 保健予防課長 健康増進課長

## 奈良市新型インフルエンザ対策本部

対策本部員	役職
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長 水道局長 政策監(まちづくり担当) 政策監(行財政改革担当) 危機管理監 消防局長 市長公室長 企画部長 総務部長 市民生活部長 市民活動部長 保健福祉部長 保健所長 環境清美部長 観光経済部長 都市整備部長 建設部長 業務部長 技術部長 教育総務部長 学校教育部長 議会事務局長
(事務局)	保健所次長 保健総務課長 生活衛生課長 保健予防課長 健康増進課長



## 奈良市新型インフルエンザ対策連絡会議

連絡会議員	役 職
議 長	副市長
構 成 員	広報広聴課長 財政課長 管財課長 地域活動推進課長 福祉総務課長 保育課長 保健総務課長 生活衛生課長 保健予防課長 健康増進課長 観光企画課長 農林課長 教育総務課長 学校教育課長 消防局消防総務部 総務課長 消防局生活安全部 救急救助課長 奈良市医師会理事

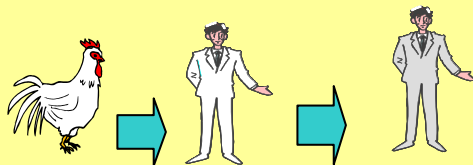
# 知って防ごう！ 備えよう！

## ～ 新型インフルエンザ ～

### 「新型インフルエンザ」とは？

動物・特に鳥類のインフルエンザウイルスが人に感染し、人の体内で変異し、人から人へと効率よく感染できるようになったもの。このウイルスに感染して起こる疾患が新型インフルエンザです。

鳥インフルエンザ 新型インフルエンザ



鳥インフルエンザ

新型インフルエンザ

### 今後 想定される事態・・・

#### 1. 鳥インフルエンザウイルスの鳥から人への感染

毒性の強い鳥インフルエンザの感染者が東南アジアを中心に増加。数例だが、人から人への感染が報告。新型インフルエンザに変異する可能性があります。

#### 2. 通常のインフルエンザよりも重篤な症状

新型に変異する恐れのある高病原性鳥インフルエンザの致死率は約60%以上と極めて高い。

#### 3. 地球規模で大流行の恐れ

人間界では、未知のウイルスで基本的に新型に対して免疫を持っている人はいないことやバスや電車、飛行機など高速大量交通機関の発達により、発生後は人から人へ急速に感染が広がり、世界的な大流行を起こす恐れがあります。

### 「新型インフルエンザ」の症状は？

咳・発熱・頭痛・咽頭痛・筋肉痛などのインフルエンザと同様の症状に加え、下痢を認める可能性もあり、重症化や死亡者が発生する恐れもあると考えられています。

### 「新型インフルエンザ」に効くワクチンは？

現時点では、流行している「鳥インフルエンザ」に対するワクチンがありますが、「新型インフルエンザ」に対する有効性が完全に確立しているものではありません。

新型インフルエンザが発生しなければ、製造することができません。

日本を含め、世界各国でワクチンの早期実用化に向けた開発努力がなされています。



感染者は人口の1/4!!

受診: 約2,500万人

入院: 約53万~200万人

死者: 17万~64万人

(あくまでも推計値。)

これを上回る可能性もあり。)

公共交通機関がマヒ  
感染が広がれば公共交通機関の機能停止の可能性もあり。

物流が停止  
輸入が減少し、食料品・日用品が不足の可能性もあり。

ライフラインが停止  
電気・ガス・水道関連などの機能が止まる恐れあり。

# 家庭で出来るインフルエンザ対策①

## 流行前からの備えを！！

### ☆手洗い・うがい・マスク

通常のインフルエンザは感染者の咳やくしゃみ、つばなどに含まれるウイルスを吸い込むことで感染します。そのため、外出後は、手洗い・うがいの徹底により、体についたウイルスを除き、咳やくしゃみをしている人がいれば、近寄らないことや、マスクなどを活用し感染を防ぐことも大切です。

### ☆守ろう「咳エチケット」

～咳エチケットを実践して、他の人へうつさない心遣いを～

咳やくしゃみの際は口・鼻をティッシュなどで押さえ、他の人から顔をそむけ1m以上離れる。  
鼻水・痰などを含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てましょう。  
咳をしている人にマスクの着用を促す。  
マスクの装着は説明書を読み、正しく着用する。



### ☆十分な休養・栄養を

十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとることも大切です。

## ☆家庭での備蓄をしよう！

### (最低でも2週間分)

新型インフルエンザが流行した場合、状況によっては「自宅待機」の事態となったり、物資の流通が停滞することを想定されます。普段から食料品や日用品を備蓄しておきましょう。

### 備蓄リスト

#### <対インフルエンザ物品>

マスク・使い捨てのゴム手袋  
ビニール袋(汚染物の密封に使用)

消毒剤(消毒効果のある塩素系消毒液)  
ゴーグル(花粉症用のものや眼鏡で代用可)

#### <食料品> (長期保存が可能なもの)

米・餅・乾麺・乾パン・シリアル  
レトルト食品・フリーズドライ食品・缶詰  
チョコレート・缶ドロップ  
ジャム・栄養補助食品  
ミネラルウォーター・ペットボトル飲料  
スポーツドリンクなど粉末飲料

#### <医薬品・日用品>

常備薬(胃腸薬・持病の処方薬など)  
解熱剤(アセトアミノフェン系)  
うがい薬・包帯・ガーゼ  
水枕・保冷剤・解熱シートなど  
カセットコンロ・ボンベ  
懐中電灯・乾電池  
トイレットペーパー・ウエットティッシュ

#### <その他>

現金 粉ミルク・オムツ ペットフード 使い捨てコンタクトレンズ ラジオなど

# 家庭で出来るインフルエンザ対策②

## もし、日本で感染が広がったら…

日本で  
**新型インフルエンザ  
発生！！**

### ポイント①

## 情報を収集する

新型インフルエンザの発生を知ったら、まずは正確な情報を入手しましょう！！  
情報入手には…

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

国立感染症研究所感染症情報センター

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

最寄りの保健所

### ポイント②

## 外出を控えましょう

感染者と接触の機会が増えれば、感染の危険性が高まります。流行地への渡航、人ごみへや繁華街への外出を控えること(不要不急の外出の自粛)が重要です。密閉された電車やタクシーの利用も極力控えましょう。新型の感染力が極めて強いという情報があった場合、ゴーグルもしくは眼鏡などの装着を。(目の粘膜からのウイルスの侵入を防ぐ効果があり)

外出後は室内にウイルスを持ち込まないように、使い捨ての物はビニール袋に入れて処分しましょう。

マスクは必須！！  
花粉症の使い捨てマスクでも十分ですが、ウイルスの進入を防ぐものならより効果的！

他人にうつさないためにも、直接病院へ行くのは、絶対ダメ！！

### ポイント③

## 保健所へ連絡を

万一、インフルエンザと思われる症状(発熱・咳・全身痛など)がある場合、まずは最寄りの保健所に連絡し、今後の対応についてご相談下さい。

直接、医療機関を受診すると他の患者さんに感染させてしまう「二次感染」の恐れがあります。

## ポイント④

### 家庭で看病が必要となった場合…



感染の広がりにより、感染者の増加や医療体制の機能停止などにより、入院できずに家庭で看病する場合も出てくることも予測されます。家庭内で感染を広げない対応が必要となってきます。

#### 看病時の服装

看病時は、マスク・ゴーグル・手袋を着用。マスクや手袋は使い捨て、白衣や割烹着などで衣服を覆いましょう。感染者もマスクを必ずして看病する人への配慮を

#### 洗濯の仕方

便や嘔吐物がついたものは下洗いした後、次亜塩素酸ナトリウムや80度以上で10分以上の熱湯消毒を。その後通常の洗濯をする。

#### 汚染物の処理

感染者が鼻水をぬぐったティッシュやオムツ等は、ビニール袋で2重に密閉し、破棄する。処理したあとは、必ず石鹸での手洗いを。

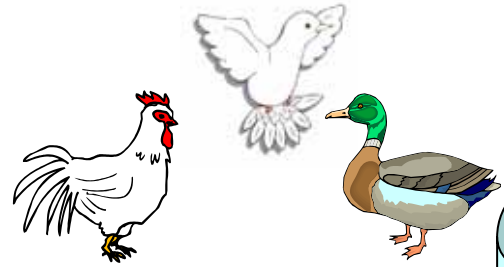
#### 食器の消毒

感染者が使用した食器類は洗剤で洗浄後、次亜塩素酸ナトリウム(0.05~0.5%)で消毒する。食器洗い洗浄機も有効。

#### 新型インフルエンザの治療法は？

新型インフルエンザの治療薬としては、毎年流行する通常インフルエンザの治療に用いられる抗インフルエンザ薬が有効であると考えられています。

抗インフルエンザは医療機関で必要性を十分に検討した上で患者に処方するものであり、副作用として腹痛・下痢・嘔気などが現れることもあります。



## 海外旅行時の 新型インフルエンザ対策

### ★鳥には近づかない・触らない

鳥との接触の機会が多いと、まれに鳥インフルエンザウイルス(H5N1)に感染することがあります。不用意に鳥に近づいたり、触らないようにしましょう。

もし、触ってしまったら、手洗いとうがいを念入りに。

発熱や咳がある人・鳥インフルエンザに感染した鳥・死んだ鳥・患者に接した人は、帰国後すぐに検疫所か最寄りの保健所に報告を。

### ★渡航先で新型インフルエンザが発生したら…

渡航先では、現地の在外公館の指示に従い行動してください。

帰国時は、発熱と咳がある場合や、鳥インフルエンザに感染した鳥(死んだ鳥含む)・患者と接したと思われる場合は検疫官に申し出てください。

帰国時には症状がなく、帰宅後に発熱・咳などが現れた場合は、最寄りの保健所にご相談下さい。

奈良市保健所 保健予防課 保健予防係

〒630-8325 奈良市西木辻町200-46

TEL:0742-23-6173 / FAX:0742-23-3270

